

乳児養育手当のご案内

2025年4月改訂

江戸川区

1 制度の概要

この制度は、昭和44年から実施している江戸川区独自の制度です。
赤ちゃんの健やかな成長のための江戸川区の取り組みです。

支給対象者	以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。 (受給決定後ア～エの要件に該当しなくなった場合は、 <u>手当は消滅</u> となります) ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者ともに江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります) ウ 生活保護を受けていない方 エ 乳児院などに乳児を預けていない方																		
手当額	月額 13,000円																		
支給時期・ 支給方法	申請者名義の銀行口座に毎月10日にお振込みします。 * 申請者名義以外の銀行口座にはお振込みできません。 * 10日が土曜・日曜・祝日のときは、その前日にお振込みします。																		
申請期限	お子様が満1歳になる誕生日の前日までです。(最大で12か月分) * 出生届・転入届提出後、お早めに申請してください。 申請が認定されれば、誕生日(または転入の届出日)の月分から手当が支給されます。																		
制度についてのお問い合わせ先	<p style="text-align: right;">乳児養育手当 HP</p> 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03(5662)0082 																		
申請方法	窓口申請時の必要書類は、裏面をご覧ください。電子・郵送の場合については区ホームページまたはぴったりサービス内をご覧ください。																		
窓口	<table><tbody><tr><td>区民課 庶務係</td><td>中央 1-4-1</td><td>03(5662)6388</td></tr><tr><td>小松川事務所 庶務係</td><td>平井 4-1-1</td><td>03(3683)5182</td></tr><tr><td>葛西事務所 庶務係</td><td>中葛西 3-10-1</td><td>03(3688)0433</td></tr><tr><td>小岩事務所 庶務係</td><td>東小岩 6-9-14</td><td>03(3657)7832</td></tr><tr><td>東部事務所 庶務係</td><td>東瑞江 1-17-1</td><td>03(3679)1123</td></tr><tr><td>鹿骨事務所 庶務係</td><td>鹿骨 1-54-2</td><td>03(3678)6111</td></tr></tbody></table>	区民課 庶務係	中央 1-4-1	03(5662)6388	小松川事務所 庶務係	平井 4-1-1	03(3683)5182	葛西事務所 庶務係	中葛西 3-10-1	03(3688)0433	小岩事務所 庶務係	東小岩 6-9-14	03(3657)7832	東部事務所 庶務係	東瑞江 1-17-1	03(3679)1123	鹿骨事務所 庶務係	鹿骨 1-54-2	03(3678)6111
区民課 庶務係	中央 1-4-1	03(5662)6388																	
小松川事務所 庶務係	平井 4-1-1	03(3683)5182																	
葛西事務所 庶務係	中葛西 3-10-1	03(3688)0433																	
小岩事務所 庶務係	東小岩 6-9-14	03(3657)7832																	
東部事務所 庶務係	東瑞江 1-17-1	03(3679)1123																	
鹿骨事務所 庶務係	鹿骨 1-54-2	03(3678)6111																	
電子	「ぴったりサービス」を利用した手続きも可能です。 (電子署名必須) * 別途郵送での手続きが必要な場合があります。 																		
郵送	詳しくは区ホームページをご確認ください。 申請書の書式を掲載(ダウンロード可)しています。 送付先: 〒132-8501 江戸川区児童家庭課手当助成係 乳児養育手当担当 児童家庭課に書類が到着した日が申請日となります。 * 郵送の記録が残るように、特定記録郵便などのご利用をお勧めします。																		

2 窓口申請時の必要書類

申請者ご本人の申請と、代理人（配偶者など）の申請の場合では必要書類が異なります。

窓口に来る方の 身元確認書類 身元確認書類 	次のうち 1 点	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 在留カード 等
	次のうち 2 点	母子健康手帳、年金手帳、住民票 資格確認書（健康保険証） 等
申請者のマイナンバー 確認書類 (公金受取口座利用の場合)	マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票 等 公金受取口座への支払いを希望される方のみ必要です。	
代理人が申請する場合 委 任 状 配偶者も代理人となります。	委 任 状 (申請者本人自筆による記載および押印があるもの) 区ホームページに書式を掲載していますので ダウンロードしてご利用ください。	委任状 
申請者名義の銀行口座	普通預金の通帳またはキャッシュカードをお持ちください。 公金受取口座へのお支払いも可能です。公金受取口座への支払いを希望する場合は、マイナンバー確認書類をお持ちください（口座確認書類は不要です）。	

制度についてのお問い合わせ先

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係

03-5662-0082

乳児養育手当について、詳しくお知りになりたい方は

乳児養育手当 HP



児童手当の申請もお忘れなく